春秋会２０２６年度　第６回幹事会

日時：９月１８日（金）正午～１３時

場所：Zoom ミーティング

≪議事の内容（予定）≫

１　２０２５年度決算・会計監査報告
２　新入会員の報告　松尾龍先生（78 期）（ベリーベスト法律事務所天王寺オフィス）
３　会費免除承認の報告
４　大弁会務報告
５　各種委員会からの活動報告／選考、政策、広報、研修、親睦、若手会
６　執行部から春秋総会出席のお願い
　日程：９月総会　９月２９日(火)、１２月総会　１２月２１日（月）
　　３月総会　３月２５日(木)
　　いずれも午後６時～
　場所：大阪弁護士会館（予定）

2025年度　決算報告（2025.4.5-2026.4.7）

2025.4.5-2026.4.7

	予算額	執行状況	執行割合	備考
収入				
会費	9,200,000	9,290,000	101%	※2022年度会員数(676名)2023年度会員数(662名)2024年度会員数(665名)2025年度会員数(令和6年3月13日時点666名) ※2026.3.31時点　納入金額9,260,000円 ※2025年度予算=920万=1000万円(昨年までの会費収入見込み額)-80万円(会費規則改正による減収見込額)
特別拠出金	1,200,000	1,120,000	93%	※2026.3.31時点　納入金額1,120,000円
選挙予納金戻金	1,045,000	1,154,208	110%	※選挙予納金が一部還付(会長副会長選挙分)
収支計	**11,445,000**	**11,564,208**	101%	
支出				
経常費	**2,370,000**	**2,107,172**	**89%**	
施設費	200,000	67,540	34%	会議室使用料（幹事会、選考委員会、総会等、各期幹事会）
通信費	600,000	486,259	81%	FAX一斉送信費用（１回あたり約16,000円　１枚24円）、ドロップボックスライセンス料、選考委員会選挙郵便料等
嘱託報酬	1,320,000	1,320,000	100%	月額110,000円。
事務費	200,000	206,984	103%	コピー代等
その他支払手数料	50,000	26,389	53%	振込手数料等
政策委員会	**1,151,500**	**1,050,970**	**91%**	
政策企画実施費用	480,000	252,370	53%	年4回企画
政策勉強会	71,500	67,100	94%	政策誌発行のための勉強会費用、会場費・備品代10回分
政策誌発行	600,000	731,500	122%	印刷外注費
広報委員会	**3,630,000**	**3,665,231**	**101%**	
会報（春号・秋号）	2,400,000	2,609,835	109%	{紙媒体（対外・希望者用。郵送費含む＋電子ブック(広告用チラシ印刷費用等含む)}×2回分(秋号・春号)
取材費用	300,000	245,780	82%	秋号、春号の会報のための取材費
ホームページ・サーバーレンタル費	30,000	13,216	44%	サーバーレンタル費年額、ドメイン更新料、その他保守点検等、振込手数料含む
ホームページ改修等費用	100,000	59,400	59%	ページ更新料等
ホームページリニューアル費用	800,000	737,000	92%	2025年度、広報委員会においてHPをリニューアルした。
研修委員会	**500,000**	**241,708**	**48%**	
研修費用	500,000	241,708	48%	研修（講師謝礼、会場費用等）。ビジネスマナー研修、中井・中森座談会、春秋の日、その他研修実施分。
親睦委員会	**1,050,000**	**1,128,016**	**107%**	
親睦費用	1,050,000	1,128,016	107%	
若手会	**1,200,000**	**1,200,000**	**100%**	
若手会補助金	1,200,000	1,200,000	100%	渡切り、独自会計。
若手会員活動活性化費	**3,300,000**	**1,934,000**	**59%**	
新人歓迎旅行補助金	3,000,000	1,790,000	60%	
企画参加促進費	300,000	144,000	48%	2022年度新設。企画参加促進費は年30万円を上限。
その他	**4,380,000**	**3,067,800**	**70%**	
弁護士会等行事参加促進費	250,000	28,000	11%	2018年度新設。
選挙予納金	1,100,000	1,230,000	112%	会長副会長選挙分
慶弔費	100,000	76,500	77%	慶弔規則による（香典、独立祝い等）
登録40周年記念品	50,000	45,730	91%	慶弔規則による（2025年度37期5名）。1人8,800円×5名＋送料
委員会活動運営補助費・活性化費	1,980,000	1,011,200	51%	2022年度新設。3000円×各委員会人数×6（政策20,広報23,研修25,親睦24、若手会10、正副8）
懇親費	200,000	226,370	113%	役員慰労会の補助等。
会長当選祝賀会	500,000	450,000	90%	会長当選確定日(2026.1.9)に実施。
その他	200,000	0	0%	予備費
支出計	**17,581,500**	**14,394,897**	**82%**	
2025.4.4時点収支差額		**-2,830,689**		
2024年度からの繰越金		**28,048,602**		
		25,217,913		

作成年月日：2026.09.08

２０２６（令和８）年９月７日

監査報告書の提出

春秋会　幹事長

弁護士　高　　江　　俊　　名　　先生

春秋会会計監事

弁護士　足　　立　　啓　　成

春秋会会計規則第８条第３項の規定に基づき、会計監査を実施しましたので、別紙の通り報告書を提出します。

以上

監査報告書

春秋会会計規則第８条３項により、春秋会会計担当副幹事長から受領した２０２５年度決算報告書（２０２５年４月５日～２０２６年３月３１日）及び若手会会計通帳履歴を監査した。

第１　春秋会の会計の概要

２０２５年度における春秋会の会計の管理運営状況の概要は次のとおりである。

１　本会会計

春秋会の資産は、三井住友銀行大阪中央支店の普通預金口座にて管理されている。当該管理口座は、会計担当副幹事長による管理運用されており、預金出納帳を設置した上、その関係証拠資料として各支出の請求書・領収書等が保管されている。

また、春秋会の各委員会のうち、広報委員会、政策委員会、研修委員会及び親睦委員会の活動費も本会会計において管理運営されている。

２　若手会会計

春秋会の各委員会の内、若手会は、幹事会の予算承認された一定の金額が若手会において管理する預金口座に振り込み交付されて若手会会計担当者により管理運用されている。

第２　監査方法の概要

１　本会会計

会計監事は、会計担当副幹事長に対し、必要な説明を求めると共に、会計担当副幹事長が作成した預金出納帳と預金通帳の内容を照合し、現金及び振込等による支出に関し請求書及び領収書等の提示を求めた上で、これらとともに照合した。

２　若手会会計

若手会の活動費等に関する会計は、２０２５年６月２６日に新規開設された徳

島大正銀行西天満出張所の当会若手会会計担当者名義の普通預金口座において管理運用されていることを確認した。

２０２４年度残金１２０，４４１円が上記口座に引き継がれ、２０２５年度予算である１２０万円（２０２５年６月３０日付けで３０万円、同年８月６日付けで９０万円）を本会会計からの振込送金により上記口座において受領し、２０２５年度における活動費が上記口座から支出されていることを確認した。そして、２０２５年度における活動費の精算を完了した上で、２０２６年６月１８日付けで上記口座を解約し、解約時残金２４０，５１４円が２０２６年度に引き継がれていることを確認した。

第３　監査の結果

１　本会及び各委員会（若手会を除く）の会計報告及び附属明細書は、春秋会会則、会計規則に従い、春秋会の会計の状況を正しく示しているものと認める。

また、独自会計としている若手会についても、管理口座明細を確認する限り、春秋会会則、会計規則に従い、春秋会の会計の状況を正しく示しているものと認める。

２　会計の収支に関する不正行為または、会則及び会計規則に違反する重大な事実は認められない。

３　２０２５年度決算報告書の内容は相当であり、記載内容について指摘する事項は認められない。

以上

春秋会幹事会報告〔９月１８日〕

副会長　中　森　俊　久

第１　会長声明・談話

１　死刑執行に強く抗議し、死刑制度の廃止を求める会長声明

２　国際際刑事裁判所（ICC）を支持するとともに、米国政府による赤根智子所長らへの制裁措置に抗議し、日本政府に対して ICC の独立性を確保し、法の支配を維持するため可能な限りの対応を求める会長声明

第２　ホットな話題（求意見）

特定公益活動とは

第３　そのほか課題

１　当番・国選弁護制度の維持（５％負担金の廃止へ向けた動き）　★10 月 20 日

２　特定公益活動について

３　会務活動の一部有償化への動き

４　５つの特別会計の廃止へ向けた動き　★公益活動積立金の廃止

５　会財政の健全化　★会財政ＰＴの意見書

６　弁護士へのサポートについて

７　弁護士の雇用契約書・業務委託契約書の作成

８　女性弁護士と男性弁護士の収入格差の解消に向けた動き

９　専門性の習得・周知に向けた動き

１０　設備・清掃・営繕・警備・受付にかかる契約ないし長期修繕　★受付

１１　委員会活動の周知、実績の書籍化　★出版の方法

１２　裁判のＩＴ化への対応　★刑事手続の関係

第５　この間の企画と今後の企画等

１　９月５日　日弁連人権大会プレシンポジウム「ケア労働とジェンダー」

２　９月１５日　暮らしとこころの相談会

３　９月２６日　映画「女性の休日」上映会&宇賀元最高裁判事トークショー

４　１０月３日　サヘル・ローズ監督　映画「花束」上演会&トークイベント

５　１０月７日～１０日　法の日記念無料法律相談会

６　１０月２０日　午後　大阪弁護士会臨時総会

７　１１月１４日　おおさか人権フェスタ

議案上程年度	R8
正副会長会資料	４６－３
配 布 日	R8. 5. 14

会員の公益活動等に関する規程（会規第五十四号）

平成一九・四・一　施行
改正　平成二一・三　平成二七・三
令和　元・一二　令和　七・三

（趣旨）

第一条　この規程は、会則第十三条及び第十三条の二に基づき、会員の公益活動及び委員会委員としての活動等に関して定める。

（特定公益活動の内容）

第二条　会則第十三条に規定する会規に定める公益活動及び委員会委員としての活動（以下「特定公益活動」という。）は、次に掲げるものとする。

一　大阪弁護士会総合法律相談センター若しくは大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センターが実施する法律相談又は国、地方公共団体その他の団体の委託による法律相談の相談担当者としての活動

二　国選弁護人又は国選付添人としての活動

三　刑事当番弁護士としての活動

四　日本司法支援センターが実施する法律相談の相談担当者としての活動又は法律扶助事件の受任弁護士としての活動

五　本会、日本弁護士連合会又は近畿弁護士会連合会の委員会の委員としての活動

六　その他規則で定める活動

（特定公益活動への参加義務）

第三条　弁護士である会員は、次に定めるところにより、毎年度（本会に入会した年度及び規則で定める年度を除く。）、特定公益活動のいず

れかに参加しなければならない。

一　前条第一号から第四号までの活動については、規則に定める基準を満たすこと。

二　前条第五号の活動については、同一年度に同一の委員会の会議に六回（規則で定める委員会については、当該規則で定める回数）以上出席すること。

（参加義務を履行したものとみなす場合）

第四条　次に掲げる職務に就任している会員は、当該職務に就任している年度について、前条の義務を履行したものとみなす。

一　本会、日本弁護士連合会又は近畿弁護士会連合会の役員

二　常議員

三　司法修習生の指導弁護士

四　削除

五　日本司法支援センターの理事若しくは事務局長又は地方事務所長、副所長若しくは事務局長

六　日本司法支援センターの常勤弁護士

七　民事調停委員又は家事調停委員

八　司法委員

九　民事調停官又は家事調停官

十　司法研修所教官

十一　その他規則で定める職務

（特定公益活動への参加義務の免除）

第五条　満六十五歳以上の会員（当該年度に満六十五歳に達する会員を含む。）については、特定公益活動への参加義務を免除する。

2　会長は、弁護士である会員が次の各号のいずれかに該当し、特定公益活動に参加することが困難であると認められる場合、その申出によ

議案上程年度	R8
正副会長会資料	46-4
配 布 日	R8. 5. 14

会員の公益活動等に関する規則（規則第百七十八号）

平成一九・四・一　施行

改正　平成二四・三　平成二七・三
平成二七・一〇　令和　四・二
令和　五・二　令和　七・二
令和　七・三　令和　七・一一

（趣旨）

第一条　この規則は、会員の公益活動等に関する規程（会規第五十四号。以下「規程」という。）第二条第六号、第三条、第四条第十一号、第五条第二項第五号、第六条、第十一条及び第十三条に基づき、規程の実施に必要な事項を定める。

（その他の特定公益活動）

第一条の二　規程第二条第六号に規定する規則で定める活動は、次のとおりとする。

一　市民窓口の担当員としての活動

二　日本司法支援センターの地方事務所法律扶助審査員としての活動

三　借地借家法（平成三年法律第九十号）、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）、同法附則第四条第一項、第二項及び第六項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）及び接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第百三十八号）の各規定による鑑定委員としての活動

四　新人独立弁護士等の支援担当弁護士としての活動

五　会員サポート窓口のサポート相談員としての活動
六　公益社団法人民間総合調停センターの和解あっせん人又は仲裁人としての活動
七　公益財団法人日弁連交通事故相談センター大阪支部の示談あっ旋人としての活動
八　綱紀委員会の主査委員としての活動
九　紛議調停委員会の小委員会の委員としての活動
十　国選被害者参加弁護士としての活動
十一　司法修習委員会が司法修習生の指導のために実施する講義、講演、ゼミ等の講師としての活動のうち会長が定めるもの
十二　新規登録弁護士研修（集合研修のうち新入会員研修、個別研修及び会務研修を除く。）及び継続研修の講師としての活動
十三　人権侵害事件における本調査委員又は予備調査委員としての活動（本調査委員としての活動については人権擁護委員会規則（規則第二百三十五号）第十六条第一項に規定する決定がなされた年度に、予備調査委員としての活動については同規則第十一条第一項に規定する決定がなされた年度に限る。）

2　次の各号に掲げる活動については、当該各号に定める基準を満たすことを必要とするものとする。

一　前項第一号の活動　市民窓口相談を担当すること。
二　前項第二号の活動　同一年度に審査会又はこれに準じる会議に六回以上出席すること。
三　前項第三号の活動　鑑定案件を受任すること。
四　前項第四号の活動　新人独立弁護士等の指導を受託すること。
五　前項第五号の活動　会員サポート窓口の相談を担当すること。
六　前項第六号の活動　事件を受任すること。
七　前項第七号の活動　事件を担当すること。
八　前項第八号の活動　担当事件につき、委員会において議決を経ること。

２０２６（令和８）年度　春秋会政策委員会
日時：　2026.9.4　12:15～13:00
場所：　zoom＋北大阪総合法律事務所
出席：　岩本、上田、林、谷口、中西

＜審議事項＞
１．第２回企画
（テーマ）　①　超高齢社会における弁護士の役割
→前回以降、青木先生、高江先生、松尾先生と相談した
改正法については、8/31 日弁連、9/4 近弁連、9/19 大弁で研修

②　会財政健全化 PT 報告書を読む「意見交換会」
→会財政健全化 PT 報告書　会員専用サイトに掲載（8/21）
9/8 常議員会で報告予定
今後の議論の前提として、報告書の内容を知る。
１部会（会館）、２（IT）、３（相談 C）、４（支出）、５（収入）
松井先生にご相談、報告していただける方を決める。
登壇者の日程で、開催日を決める。
弁護士会館の予約、広報、当日の役割分担　→ML で分担
できるだけ多くの方に意見を出してもらえるような工夫。

③　法の支配
→ロシアとウクライナ、アメリカ・イスラエルとイランなど
ICC 赤根所長への制裁
「法の支配」の考え方をあらためて確認するべき時期
弁護士や弁護士会として果たすべき役割は何か、何ができるか

（時期）　１１月～１２月　（９月中には日時確定、９月中にはチラシ確定）

（場所）　弁護士会館

次回以降の政策委員会の日程　１０／５（月）、１１／２（月）、１２／２（水）

９月度春秋会広報委員会　活動報告

１　委員会実施

令和８年９月 10 日　18 時 30 分～

リアル会場:梅ヶ枝中央法律事務所（オンライン併用）

２　ニュースレター（今後の担当確認）

１１月発行号　　神澤さん

１月発行号　　山崎さん

３月発行号　　亀岡さん

- １１月発行号、掲載内容準備

ア　島めぐり、広瀬

イ　執行部だより　北本先生

ウ　研修：破産研修？

エ　広報若手：ゆるゆるゴルフ

オ　親睦：地曳網

３　会報１１５号（秋号）について

- 原稿回収完了
- 印刷版は前回通りの数量を発注

４　検討事項

(1) ゆるゆるゴルフの日程は、10/17 で決定

(2) 電車企画：１２月以降の日程で検討

(3) 春号の内容検討開始

以上

研修委員会議事録（第５回）

２０２６年9月１４日（月）正午　Ｚｏｏｍ

春秋会研修委員長　室谷光一郎

１　出席者

秋谷、池本、長尾、米田、清水、繁松、永井、松本、飯島、那須、黒田、室谷

２　春秋の日

木内先生で確定

内容について

日時：１０月２７日（火）１７時３０分@パーティースペース Largo 中之島

最初の４０分程度が木内先生からの講演、１時間程度が懇談、２０分程度が質疑応答

担当：清水先生、松本先生、山本先生、池本先生、松井先生、繁松先生（司会)、室谷

費用：５８期以上８０００円、５９期～６８期５０００円、６９期～７３期２０００円

７４期以下無料　空欄領収書を用意

人数：４０名

チラシ作成（松井先生）　９月１８日までにＭＬ発信

進行関係を決定　清水先生叩き台作成（９月末）

締切：１０月１６日（金）

司会：繁松先生

挨拶：最初　中森副会長　最後　高江幹事長（米田先生から依頼）

資料コピー：室谷

会費関係：室谷

受付：那須先生

写真：池本先生

広報原稿：松井先生

アンケート：清水先生　当日アンケート：室谷

３　第４回以降研修会候補

あと１～２回を行う予定（１２月、３月）

峯本先生関係の教育現、場情報漏洩、未成年のＳＮＳ利用（今井先生）

ヒヤリハット（若手が登録してしばらくしてからが効果的）

フェイク動画の見分け方、ＳＮＳとの関係（那須先生）

梅の宿酒造（清水先生）　コストが少し悩ましい

靴磨き（今井先生、清水先生、秋谷先生）

税務の基本知識（離婚、相続等）（今井先生）

室谷がテレビ番組監修の経験を話す

民法山本先生講演会（池本先生）単位認定（２０２７年３月か？）

→研修センターにつなぐかどうか検討（飯島先生、池本先生）

講演・セミナー等のトークスキル（永井先生、長尾先生）

営業スキル（秋谷先生）

４　今後の予定

１０月５日（月）、１１月１６日（月）、１２月７日（月）、１月１２日（火）、２月１５日（月）

３月１５日（月）　いずれも正午～ウェブ

以上

2026 年度第 6 回親睦委員会

開催日時：令和 8 年 9 月 1 1 日（金）18 時 00 分～
会場：梅ヶ枝中央法律事務所 203 号打合室・Zoom 接続によるハイブリッド開催
参加者：浦、横瀬、藤原、松田、徳山、國増、藤原、杉野、中村、鈴木、田中、富井、稲生、
西田、古谷、田村、森田（敬称略、順不同）

第 1　地引網（十四代付）

1　開催日時・集合場所

・開催日時：9 月 26 日（土）11 時 30 分～（親睦委員は 9 時 30 分集合）
・集合場所：現地（岡田浦漁協）集合

2　決定事項

・岡田浦漁協（地引網＆海鮮 BBQ＆漁師料理）に依頼
・一人当たりの金額は以下のとおりで、会員各位の参加費についても以下で確定
【支払額】（税込）※調理料金 550 円含
大人　　6930 円
中高生　6380 円
小学生　4400 円
3 ～ 5 歳 1750 円
【今年度参加費】/ 1 人
中学生以上：5000 円
小学生　　：2500 円
未就学児　：0 円
・編集用 URL
https://docs.google.com/forms/d/1bemTGjeSeEL4rCyixCfHAZT50PZFHS0yTIHfjybYmIg/edit

3　要決定事項

・親睦委員にて飲み物・肉（一人２００ｇ程度？）を別途持参
買出担当：上杉・稲生
買出担当集合場所・時間：エバーグリーン、ラ・ムーもしくはイオンモールりんくう泉南に集合。時間は追って指定。
車手配：稲生先生
・何をいくら分買うか人数がある程度決まってから担当者にて決定する。
【肉】
【酒】

【ソフトドリンク】
【その他】
・スイカ
・木刀
・氷→準備不要。
・箸やら食器類ある？
→カトラリー類については、全て用意いただているため準備不要。
→コップについては、稲生先生が確認の上準備いただけるとのこと。
・ＢＢＱのタレ→現地で準備あり。
参加可能な人数の上限は、100 名。現時点で必要な人数は集まっているが、当日キャンセルがあることも考えて、多めに集めたい。

領収証：鈴木先生
受付：徳山先生、松田先生

キャンセル料：台風の場合、地引網については、数日前にキャンセル可能。
BBQ（雨だと濡れる）についてはキャンセルできないため、要検討。

第２　その他企画
１　新人歓迎旅行
行き先：鹿児島県
旅程：11/28（土）～11/29（日）
※旅程は以下の内容で決まっており、旅程詳細と各参加者の参加費については追って確定
現在の予定
１日目　９時伊丹　１１時半　鹿児島空港
バスで指宿温泉　砂の蒸し風呂、焼酎の工場見学等
２日目　観光　　１９時頃鹿児島発
具体的に決定次第、周知
参加費については補助が出る範囲を前提に、以下の金額を予定。
【参加費】
基本参加費：１１万円
７５期～７７期：８万円
（登録２～４年目は補助金３万円）
新人：無料

２　当選祝賀会＆新年会

日時：1 月 22 日（金）19 時 00 分～（会場受付：18 時 30 分～）を予定。
会場については昨年度のラグナヴェール（個別サーブ方式）にて一旦検討を進める

3　ワインの夕べ
日時：10 月 29 日（木）は岡氏が差支えのため、12 月前半に実施予定を変更。
会場：未定なものの去年と同じく「リーガロイヤルホテル　リモネ」を予定
去年に引き続きソムリエの岡氏に依頼予定。
岡氏の予定を確認中。岡氏の予定を確保でき次第、日程を確定。

4　ディティクティブ X 第三弾
日時：来年 2 月頃を予定。
会場・開催方式共に検討を進める。

5　BBQ&キャンプ
日時：3/20（土）　-　3/21（日）
会場：追って確定
※　夕方頃から BBQ をしつつ、希望者はそのままキャンプにて宿泊
手ぶらキャンプ等も検討。

第 3　本年度親睦企画一覧表

企画	実施予定日	主担当	副担当
新人歓迎会	5/22（金）	上杉	オール親睦
サマーフェス	8/28（金）	徳山	藤原、古谷
地引網	9/26（土）	稲生	松田
新人歓迎旅行	11/28（土）- 11/29（日）	鈴木	未定
当選祝賀会＆新年会	1/22（金）	杉野	未定
ワインの夕べ	12 月頃を予定	森田	富井
ディティクティブ X	2 月頃を予定	田村	未定
BBQ&キャンプ	3/20（土）- 3/21（日）	上杉	未定

第 4　本年度の親睦委員会
第 7 回　10 月 16 日（金）　⇔　新人歓迎旅行
第 8 回　11 月 6 日（金）　⇔　新人歓迎旅行

第 9 回　12 月 4 日（金）
第 10 回　1 月 15 日（金）　⇔　当選祝賀会＆新年会
第 11 回　2 月 12 日（金）　⇔　ディティクティブ X
第 12 回　3 月 12 日（金）　⇔　BBQ＆キャンプ企画

以上

令和８年度若手会世話役打ち合わせ（９月）

令和８年９月９日

参加者：富井和哉、杉野龍太、西祐亮、宮崎信二郎、徳山慶太、久井大輝、鈴木伸太郎、松田七海

１　これまでの年間スケジュール

・追いコン兼新人歓迎会（４月３０日）
　→４０名以上（新人２２名）の参加で大盛況。
・ビジネスマナー研修（５月２０日）
　→研修委員会との共催
・浦先生破産研修（６月４日）
　→新人弁護士１９名が参加
・GVA　TECH 企画（７月９日）
　→研修員会と共催。参加者４１名。
・BBQ（８月４日）
　→参加１９名。新人も多数参加してもらった。
・サマーフェス（８月２８日）
　→親睦委員会との協賛

２　スポーツ企画（担当松田）

中止となった阪神戦のチケットの争奪戦に参加するも２連敗
さらに、中止が続いているので、今後も継続的に中止になった阪神戦に団結してチャレンジ。

３　浦先生破産企画２回目（担当西）

日時：１０月１日　１８時～
場所：弁護士会館
懇親会：富井が予約
→９月１７日を懇親会の締め切りに設定して再告知

4　三会派合同イベント（担当中村）

法友、法曹同志会との三会派でサバイバルゲームと懇親会

日時：１１月１３日　１８時スタート

場所：ブレイブポイント江坂店

春秋会の役割：懇親会（富井が店予約）

→近日中に若手会 LINE で告知（中村）

5　忘年会企画（担当富井、副杉野）

日時：１２月５日

競馬企画　お昼ごろ～（フリーパスの日なので費用負担なし）

グループルーム（最大１６名まで利用可能）

→抽選なので大勢で頑張る

忘年会　　１７時頃～（甲東園 or 仁川）

6　今後の企画と担当者

・新年のイベント（担当徳山）

・会派対抗若手会ゴルフ（令和９年入ってから）

7　次回以降の世話役会議日程

１０月６日（火）１２時～

１１月１０日（火）１２時～